

情報強者と情報弱者

石 井 保 廣

都会から来てびっくりするのが、ええー別府（大分）は、「民放が3局しかないの！」でしょう。そうです、大分地区では、TBS系、朝日放送系、日テレ／フジ系の3局しかありません。（別府では、一部愛媛の放送を受信できるようですが・・・）

娯楽やホットなニュースを聴取したい人にとって、ちょっとさびしいですね。

ちなみに佐賀地区は民放が1局しかありませんが、電波に垣根がないため福岡の全局プラス熊本の放送も受信できる情報強者地区なのです。

今回は、「ストリーム情報」であり資料の組織化という点からは、ちょっと馴染みにくいのですが情報の格差という観点からテレビ放送を採りあげてみます。

現在では、メディアの多様化によりTV放送の「情報の隙間」を埋めるものとして、衛星放送、ケーブルテレビ（CATV）、インターネット放送などがあります。

・衛星放送

静止衛星（放送衛星、通信衛星）から送信され広範囲な地域で受信可能。大学図書館では、海外の放送を直接受信できるアンテナを設置しているところも複数見られる。我が国では、BS放送、CS放送、CS110°放送があり、特定の分野に特化した多彩な放送が視聴できる。

CS放送には、無料で受信できる「放送大学」もオンエアされており、教育用であれば、再配布しないという制限のもと、録画することも可能。

・インターネット放送

フレームレートが低く（映画24コマ／秒、テレビ30コマ／秒）画面を拡大するとアラが目立つものから、ネットワークの帯域幅と圧縮技術の向上でネット網のトラフィック（Webサイトのアクセス回数をいうこともありますが、ここでは、回線を流れるデータの情報量のことです。）を抑え、高画質の情報が有料・無料を問わずオンデマンドで聴取できるようになった。

・ケーブルテレビ

光ケーブルなどを一般住宅や集合住宅に敷設し、自主番組のほか地上局や衛星放送の再放送などをサービスしている。有線であるという形質上、双方向性がありケーブルインターネットやケーブル電話なども提供している。

特にケーブルテレビはローカルに密着した自主放送や多彩な衛星放送のほか、独自の受信網により、福岡地区の放送も受信できるようになっています。（つまり、フォークスの試

合も見れるということです。)

ところが、大分では地デジのサービス開始で、地元民放と CATV のホットな争いが始まりました。民放側は、福岡地区民放も巻き込んでデジタル放送を大分地区に再送信するのは困るということです。理由として大分地区の民放の視聴率が低下するということが大きな理由のようです。(図書館と本屋さんの関係にどこか似ているように思うのは私一人でしょうか。)

佐賀地区で同様の問題が起きれば民放 1 局のため情報強者から情報弱者に急転落ということになりかねません。

法的に「有線テレビジョン放送法」をひも解くと、

- ・有線テレビジョン放送事業者（ケーブルテレビ側にあたる）は放送事業者（福岡地区民放 4 社側にあたる）の同意を得なければこれを再送信してはならない
- ・協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる

ほか、「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするもの」としています。

この問題を時系列にみると

3 月 23 日：民放側と CATV 側の話がつかず 3 月 23 日に所管する総務省に裁定を申請

4 月 10 日：総務大臣から福岡地区民放 4 社に対して申請があった旨の通知及び意見書提出要請

4 月 11 日：(社) 日本民間放送連盟会長から、大分県の区域外再送信は、同意を強いるもので、大臣裁定制度は、地上放送の根幹である地域免許制度を相容れない、難聴解消の場合に限られるべきとの異例？のコメント

6 月 11 日：情報通信審議会有線放送部会がケーブルテレビ側、福岡地区民放 4 社及び大分地区民放 3 社から意見聴取（インターネットに大分地区民放の意見陳述書がアップされている。http://203.140.31.100/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/yusen/pdf/070611_3_5.pdf)

8 月 10 日：総務省情報通信審議会有線放送部会から、福岡地区民放 4 社に対して、デジタル放送の再送信に同意を求める答申

8 月 17 日：福岡地区の民放各社に対してデジタル放送の再送信に同意するように総務大臣裁定

9 月 3 日：大分テレコム（株）で福岡地区民放の地デジ（試験）放送開始

10 月 12 日：福岡地区の民放 4 局が制度の整合性を損なうとして総務大臣あて異議申立て

この間の、経緯は、総務省のホームページ http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070809_3_bt1.pdf に「裁定申請に関する審議会の答申」が述べられているので抜粋します。

民放の主張に対する情報通信審議会の判断

福岡民放の主な主張	判断
・区域外再送信は地域免許制度を形骸化。	・地域免許制度は電波による放送に関する制度。有線テレビジョン放送とは直接的には関係なし。
・地元大分の放送事業者の視聴率等が低下し、経営的な影響が大。	・経営的影響は放送の意図とは直接的には関係なし。金銭的問題については、民事的解決に属する事項である。
・著作権処理が不十分。	・再送信同意制度と著作権制度は別のもの。著作権に関しては、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。
・区域外再送信により大分県の放送が視聴されず、緊急災害情報の確認が遅れる等、大分県民に不利益が発生。	・情報の選択は視聴者の自主性が尊重されるべきであり、放送事業者が一方的に決定・制限できる事項とは認められない。
・アナログ放送において、過去に、同意を得ながら勝手に再送信を停止した事業者は問題。	・①停止の理由となったシステム面の問題について改善している、②再発防止のための措置を講ずるとしていること等から、デジタル放送では停止される可能性が高いとは言えない。

この問題は一大分地区だけではなく、地元の民放局が4局未満の14県にも関わる全国レベルの問題ではないかと思われます。同意が得られなければ、2011年のアナログ放送中止とともに、ケーブルテレビから近隣民放の放送が見ることができなくなります。

デジタル化に伴う番組著作権保護上の理由もありますが、著作権に係る課題は区域内であれ区域外であれ、全く同じではないかと思います。

大分地区の民放各社が反対するのは理解できますが、福岡地区の民放が反対するのが「正当な理由」にあたるのか、素人目には得心がいきかねます。視聴者にとっては、国を挙げてのデジタル化推進で、どこにいてもさまざまな番組を等しく共有したいという思いがあるわけです。

その昔、福岡から大分に赴任した時に「電線マン音頭」のギャグを飛ばし、誰も笑ってくれなかったという、文字どおりの「笑えない話」もあります。

現行では情報価値の高い番組が数多く放映されていますが、これまで述べてきたとおり、ブロードキャスティングの世界では「have nots」が大分地区のみならず、全国各地に存在しているわけです。ケーブルテレビの普及率は平成17年6月現在で36%（総務省調べ）となっており、多くの家庭でケーブルテレビが受信できる環境にあります。

この際、情報強者や情報弱者の情報格差のない方向に収斂し、視聴者不在の放送論議がないようにしてほしいものです。

(いしい やすひろ 別府大学 文学部 教授)